

伊那市移住・定住にかかる準備用仮住戸入居者募集要項
～伊那市へ移住・定住してみませんか～

1 要旨

本市では、より活力のある地域創造を目指し、移住・定住の支援として、次の取り組みを進めます。

本市へ移住・定住を希望される成人の方で同居する親族があり、移住・定住の準備場所を求めていらっしゃる方々を募集し、お仕事や住まいの確保など移住・定住準備のための第1歩として、期間（原則6か月）を定め仮住戸の提供を行います。

2 入居資格

申請は1世帯1住戸とし、申込後、原則として1ヶ月以内に入居できる世帯とします。

- | | |
|----------|----------------------------------------------------|
| (1)所得要件 | 前年度の所得が104,001円／月以上の世帯
ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。 |
| (2)住所要件 | 伊那市外に住所を有し、移住後当該地に住所を移せる方 |
| (3)世帯要件 | 同居する親族がある世帯（世帯主が45歳以下の夫婦又は中学生以下の子供がいる世帯） |
| (4)居住期間 | 原則許可日から6か月 |
| (5)敷金 | 徴収しません |
| (6)家賃 | 入居する住宅により15,000円～20,000円（共益費等別） |
| (7)納入時期 | 前月末まで（ただし、土日祝日の場合は翌日とします。） |
| (8)退去修繕 | 入居者負担 |
| (9)居住要件 | 地域の自治会に加入し、地域活動に参加できる方 |
| (10)完納証明 | 前住地等で税等の滞納がない方 |
| (11)保証人 | 1名（3親等以内の親族、住所は限定しません） |
| (12)その他 | 入居する世帯全員が暴力団構成員でないこと |

3 応募方法

伊那市営住宅目的外使用許可申請書を伊那市役所管理課まで直接提出していただきます。申請書の郵送での受付は不可としますので、申請に当っては事前に伊那市管理課（0265-78-4111 内線2516）までご連絡をお願いします。申請書はホームページからダウンロードできます。

4 申請時の提出書類

(1)現在お住まいの市町村の住民票

世帯の一部の方が、一時転居などしており、当該2箇所の住民票にて、

同一世帯と認められる場合においては、かかる住民票の添付と申請者ご本人の申し立てにより、入居資格を確認させていただきます。

(2) 世帯員全員の所得証明書

同一世帯と認められる世帯員全員の前年の所得証明書

(3) 現在居住されている市町村の税等の完納証明書（税等の滞納が証明できる書類）

5 募集対象住戸等

(1) 募集住宅 高遠町地区 ①小原北特賃 ②ハイツ瀬戸

長谷地区 ③中島団地

(2) 募集戸数 空き室の状況により決定

(3) 駐車場 駐車場は、1台分を用意しています。

（2台目以降は応相談）

(4) その他

○家電など（電子レンジ、照明器具、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）は設置されていないので入居者が用意することとなります。

○住宅に係る光熱水費等は、入居者負担となります。

○住宅使用料とは別に共益費1,000円をいただきます。

（ハイツ瀬戸のみ）

○住宅使用料とは別に使用の区画により駐車場使用料をいただきます。

○犬、猫等のペットの飼育は出来ません。

○退去時には、畳の表替え、ハウスクリーニング等を行っていただきます。

6 選考方法

申請書を審査し、入居の可否について後日郵便により通知します。

7 その他

入居時までには誓約書を提出していただきます。